

参議院議員通常選挙

投票日

7月10日(日)

投票時間

7時～20時

参議院議員通常選挙は、6月22日(水)に公示され、7月10日(日)が投票日です。
今回の選挙は、選挙区選出議員の選挙（候補者名を記入）と比例代表選出議員の選挙（政党名または候補者名を記入）の2つの投票により行われます。

今回の選挙から満18歳以上の人が投票できます。

平成27年6月19日に公職選挙法の一部が改正され、平成28年6月19日から施行されます。選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上へ引下げられます。
※制度の詳細は、総務省ホームページをご覧ください。

問合せ 行政課内選挙管理委員会



入場券の配布

投票所入場券は世帯ごとに封筒で、6月22日(水)ごろから発送します。
1つの封筒に同じ世帯の人の入場券（最大2人分）が入っています。
7月10日(日)に投票所へ出かけるとき（または期日前投票をするとき）は、封筒を開き、本人の入場券を切り離してお持ちください。



△投票所入場券

◎入場券がないときは

入場券が届いていない人や入場券をなくしてしまった人は、投票日に投票所の受付に申し出てください。本人であることが確認できれば、入場券がなくても投票できます。
※印鑑は不要です。

選挙公報の配布

立候補者の氏名、経歴、政見などが掲載されている選挙公報は、7月8日(金)ごろまでに各世帯にお届けします。

投票できる人

この選挙で投票できる人は、平成10年7月11日以前に生まれた人で、平成28年3月21日以前から引き続き碧南市の住民基本台帳に登録されている人（失権者を除く）です。

◎転居（市内での転居）した人

平成28年6月10日までに市民課へ転居届を出した人は、転居先の投票所で投票してください。6月11日以降に転居届を出した人は、前住所地の投票所で投票してください。

◎転入（市外から移転）した人

平成28年3月22日以降に碧南市に転入届を出した人は、碧南市では投票できません。前住所地の市町村で投票してください。

投票所

入場券に記載されている投票所（7ページ参照）で投票してください。

投票・開票速報は市ホームページで

アドレス

<http://www.city.hekinan.aichi.jp/senkyo.htm>

投票速報

9時ごろから1～2時間ごとに発表

開票速報

22時ごろから30分ごとに発表

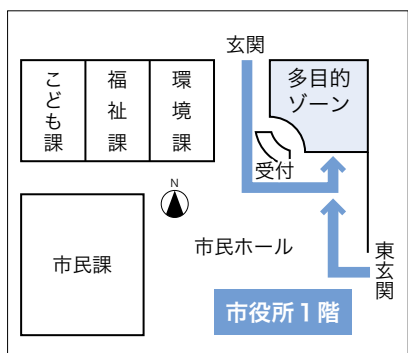
※開票は、投票日当日の20時45分から臨海体育館で行います。

期日前投票・不在者投票

投票は投票日に投票所へ出かけて行うのが原則ですが、次のような理由で7月10日(日)に投票所で投票できない人は、前もって期日前投票または不在者投票をすることができます。

期日前投票

とき 6月23日(木)～7月9日(土) 8時30分～20時
ところ 市役所1階多目的ゾーン



◎期日前投票または不在者投票ができる人

- ①投票日に仕事に従事する人
- ②レジャー、冠婚葬祭などで投票区の区域外にいる人
- ③病气、けが、出産などのため投票所へ行けない人
- ④市外に滞在中の人
- ※④は不在者投票（投票用紙を封筒に入れて、封筒に署名する方法）となります。なお、平成10年6月25日～7月11日生まれの人が18歳になる前に投票に来た場合は、不在者投票になります。

不在者投票

期日前投票期間中に入場券を持って市役所へお越しください。宣誓書に記載されている期日前投票をする理由のなかから、該当するものを選び、署名すれば期日前投票ができます。また、入場券が届いていない人や入場券をなくした人でも、同様の手続きを行い、本人であることが確認できれば投票できます（印鑑は不要）。※宣誓書は入場券の裏面に印刷したものをご利用ください。また6ページを切り取るか、期日前投票会場に備付けのものをご利用ください。市選挙管理委員会ホームページからも印刷することができます。

次に該当する場合、不在者投票ができます。

- ① 指定病院および指定老人ホームなどに入院・入所中の人は、病院長または施設長に不在者投票をしたい旨を申し出れば、病院または老人ホームなどで不在者投票ができます。
- ② 市外に滞在中の人は、滞在中の市町村の選挙管理委員会に不在者投票ができます。

※②は、市選挙管理委員会へ不在者投票を行いたい旨をあらかじめ申し出てください。投票用紙や請求書などのやりとりを郵便で行うため、期間に余裕をみて、早めに申し出てください。

代理投票

体が不自由な人や字の書けない人は、投票所へ来て申し出れば補助者が代筆します。だれに投票したかは絶対に秘密にするよう法律で定められていますので、ご安心ください。

点字投票

視覚障害があり点字のできる人は、点字投票ができます。点字器、点字投票用紙は投票所に用意してありますので、受付で申し出てください。

郵便などによる不在者投票

身体に重度の障害がある人は、自宅などで投票用紙に記入し、郵送で投票することができます。郵便などによる投票ができる人は、身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人、または介護保険法による要介護者である選挙人で、次の事項に該当する人です。

【身体障害者】

- ・両下肢、体幹または移動機能の障害の程度が1～2級の人
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害の程度が1、3級の人
- ・肝臓または免疫の障害の程度が1～3級の人

【戦傷病者】

- ・両下肢または体幹の障害の程度が特別項症から第2項症までの人
- ・心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害の程度が特別項症から第3項症までの人

こんな投票は無効です

- ・だれに投票したかわからないもの
- ・候補者の名前のほかに余分なことを書いたもの
- ・候補者以外の名前を書いたもの
- ・2人以上の候補者の名前を書いたもの
- ・定められた投票用紙以外の用紙を使用して投票したもの

【要介護者】

・介護保険の被保険者証に要介護5と記載されている人

◎郵便などによる不在者投票手続き

郵送などによる投票は、郵便投票等証明書（原本）を持参または郵送により市選挙管理委員会の確認を受け、投票用紙を請求してください。投票用紙の請求は、7月6日(水)17時までです。

詳しくは、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

◎代理記載ができます

代理記載とは、郵便などによる不在者投票において本人が投票用紙に記載できない場合、あらかじめ定めた代理記載人によって投票用紙に記載する制度で、次の人が対象になります。

- ・身体障害者手帳を持ち、上肢または視覚の障害の程度が1級の人
- ・戦傷病者手帳を持ち、上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症の人